

国富町国民保護計画

平成19年3月

国 富 町

目 次

第1編	総論	1
第1章	計画の目的等	1
1	計画の目的	1
2	用語の意義	1
3	計画の構成	2
4	計画の見直し及び変更手続	2
5	町地域防災計画との整合性の確保	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	本町の地理的、社会的特徴	11
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急処理事態	12
第2編	平素からの備えや予防	13
第1章	組織・体制の整備等	13
第1	町における組織・体制の整備	13
1	町の各課における平素の業務	13
2	町職員の参集基準等	13
3	消防団の充実・活性化の推進等	14
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2	関係機関との連携体制の整備	16
1	基本的考え方	16
2	県との連携	16
3	他の市町村との連携	16
4	指定公共機関等との連携	17
5	ボランティア団体等に対する支援	17
第3	通信の確保	18
第4	情報収集・提供等の体制整備	18
1	基本的考え方	18
2	警報等の伝達に必要な準備	19
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	20
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	21

第5	研修及び訓練	22
1	研修	22
2	訓練	22
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1	避難に関する基本的事項	24
2	避難実施要領のパターンの作成	24
3	救援に関する基本的事項	24
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
5	避難施設の指定への協力	25
6	生活関連等施設の把握等	25
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	26
1	町における備蓄	26
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	26
第4章	国民保護に関する啓発	27
1	国民保護措置に関する啓発	27
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	27
第3編	武力攻撃事態等への対処	28
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	28
1	基本的な考え方	28
2	町情報連絡本部等の設置及び初動措置	28
第2章	町対策本部の設置等	30
1	町対策本部の設置	30
2	通信の確保	33
第3章	関係機関相互の連携	34
1	国・県の対策本部との連携	34
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	34
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	34
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	35
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	35
6	町の行う応援等	36
7	ボランティア団体等に対する支援等	36
8	住民への協力要請	36
第4章	警報及び避難の指示等	38
第1	警報の伝達等	38
1	警報の内容の伝達等	38
2	警報の内容の伝達方法	38
3	緊急通報の伝達及び通知	39

第2章	避難住民の誘導等	40
1	避難の指示の通知・伝達	40
2	避難実施要領の策定	41
3	避難住民の誘導	42
4	武力攻撃4類型ごとの避難の留意事項	44
第5章	救援	46
1	救援の実施	46
2	関係機関との連携	46
3	救援の内容	47
第6章	安否情報の収集・提供	48
1	安否情報の収集	48
2	県に対する報告	48
3	安否情報の照会に対する回答	48
4	日本赤十字社に対する協力	49
第7章	武力攻撃災害への対処	50
第1節	武力攻撃災害への対処	50
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	50
2	武力攻撃災害の兆候の通報	50
第2節	応急措置等	51
1	退避の指示	51
2	警戒区域の設定	51
3	応急公用負担等	52
4	消防に関する措置等	53
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	55
1	生活関連等施設の安全確保	55
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	55
第8章	被災情報の収集及び報告	58
第9章	保健衛生の確保その他の措置	59
1	保健衛生の確保	59
2	廃棄物の処理	59
第10章	国民生活の安定に関する措置	61
1	生活関連物資等の価格安定	61
2	避難住民等の生活安定等	61
3	生活基盤等の確保	61
第11章	特殊標章等の交付及び管理	62
第4編	復旧等	63
第1章	応急の復旧	63
1	基本的考え方	63

2	公共的施設の応急の復旧	6 3
第2章	武力攻撃災害の復旧	6 4
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	6 4
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	6 4
2	損失補償及び損害補償	6 4
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	6 4
第5編	緊急対処事態への対処	6 6
1	緊急対処事態	6 6
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	6 6